

「LEC 桜島の『主要6科目を究極の2択でFINALチェック!』」(RL13198)から
第45回社労士試験【択一式】労基法 問1 A肢が**論点的中**しました!!



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13098 p.1 問6
〈平均賃金〉

6. 法91条のいわゆる減給の制裁の制限額における平均賃金の算定事由発生日は、(①制裁の原因となる事由が生じた日 ②制裁の意思表示が相手方に到達した日)である。

解答 制裁の意思表示が相手方に到達した日

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
【択一式】 労働基準法 【問1 - A肢】

A 労働基準法第91条に規定する減給の制裁に関し、平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、減給制裁の事由が発生した日ではなく、**減給の制裁が決定された日**をもってこれを算定すべき事由の発生した日とされている。

解答 × 「減給の制裁が決定された日」ではなく「制裁の意思表示が相手方に到達した日」である。

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。